積立定期預金規定

1.（預金の預入れ等）

(1) この預金の預入れは１回 100 円以上とします。預入れのときは必ずこの預金の通帳を持参してください。

(2) この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れることができます。

(3) この預金は、後記３．の口座振替の方法により預入れることができます。

(4) この預金口座には、あらかじめ障害者等の非課税貯蓄制度の適用をうけるため､非課税限度額を設定することができます。

2.（証券類の預入れ）

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3.（口座振替による預入れ）

(1) 振替指定口座、振替日、振替金額、振替方法等は、別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。

(2) 振替日当日が銀行休業日の場合には、翌営業日の夜間に振替します。ただし、翌営業日が最終積立期限もしくは振替最終日を超えるときは、振替日の翌営業日に前営業日の日付とし振替します。

(3) 口座振替に際して、振替指定口座の預金残高が振替金額に満たないとき（貸越金が発生または増加するとき）または、口座振替による預入れによりこの預金口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、通知することなく、その月の口座振替を行いません。

(4) 振替指定口座が解約された場合には、その口座からの引落は行われません。

(5) 振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

4.（預金の種類、期間、継続の方法等）

この預金の預入れ（または継続）は、その預金口座に対してあらかじめ指定を受けた型区分により、次のとおり取り扱います。

(1) 一般型の場合

Ａ．個人預金の場合

ａ．この預金は、預入れ（または継続）のつど、預入日（継続をしたときはその継続日）の３年後の応答日を満期日とする半年複利の自由金利型定期預金（M型）（以下「３年スーパー定期（複利型)」といいます。）としてお預りします。

ｂ．この預金は、満期日に利息を元金に組入れ、元利合計額をもって前回と同一の期間の３年スーパー定期（複利型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

ｃ．同一日に預入れられたこの預金（前記ｂ．による自動継続分の預金を含む。）は同一利率の場合はこれをとりまとめ１口の３年スーパー定期（複利型）としてお預かりします。

Ｂ．法人預金の場合

ａ．この預金は、預入れ（または継続）のつど、預入日（継続をしたときはその継続日）の３年後の応当日を満期日とする１口の自由金利型定期預金（M型）（以下「３年スーパー定期（単利型)」といいます。）としてお預りします。

ｂ．この預金は、満期日に利息を元金に組入れ、元利合計額をもって前回と同一の期間の３年スーパー定期（単利型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

ｃ．同一日に預入れられたこの預金（後記６．（１）Ｂ．ａ．ア．の中間払利息により作成する３年スーパー定期（単利型）および前記ｂ．による継続分の預金を含む。）は同一利率の場合は、これをとりまとめ１口の３年スーパー定期（単利型）としてお預かりします。

(2) 満期日指定型の場合

この預金は、当初預入日から通帳記載の満期日の前日までの期間について次のとおり取扱います。なお、この預金は満期日の１か月前まで預入れができます。

Ａ．個人預金の場合

ａ．この預金は、預入れ（または継続）のつど、預入日（または継続日）から通帳記載の満期日までの期間（以下「預入期間」といいます。）に応じて、次の自由金利型定期預金（M型）（以下、総称して「スーパー定期」といいます。）としてお預かりします。

①預入期間が３年１か月以上の場合

３年スーパー定期（複利型）

②預入期間が３年を超え３年１か月未満の場合

預入日（または継続日）の１年後の応答日を満期日とするスーパー定期（以下「１年スーパー定期」といいます。）

③預入期間が３年の場合

３年スーパー定期（複利型）

④預入期間が１か月以上３年未満の場合

預入日（または継続日）から通帳記載の満期日までの期間のスーパー定期

ｂ．前記ａ．の①、②により預入れ（または継続）をした３年スーパー定期（複利型）または１年スーパー定期は、その満期日に利息を元金に組入れ、元利合計額をもって前記ａ．の①から④に規定する預入期間に応じたスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

ｃ．同一日に預入れられた預金（前記ｂ．による継続分の預金を含む。）は、同一利率の場合はこれをとりまとめ１口のスーパー定期としてお預かりします。

Ｂ．法人預金の場合

ａ．この預金は、預入れ（または継続）のつど、預入日（または継続日）から通帳記載の満期日までの期間（以下「預入期間」といいます。）に応じて、次のスーパー定期としてお預りします。

①預入期間が３年１か月以上の場合

３年スーパー定期（単利型）

②預入期間が３年を超え３年１か月未満の場合

１年スーパー定期

③預入期間が３年の場合

３年スーパー定期（単利型）

④預入期間が１か月以上３年未満の場合

預入日（または継続日）から通帳記載の満期日までの期間のスーパー定期

ｂ．前記ａ．の①、②により預入れを受けた３年スーパー定期（単利型）または１年スーパー定期は、その満期日に利息を元金に組入れ、その満期日から通帳記載の満期日までの期間に応じて、前記ａ．の①から④に規定するスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

ｃ．同一日に預入れられた預金（後記６．（１）Ｃ．ａ．ア．の中間払利息により作成するスーパー定期および前記ｂ．による継続分の預金を含む。）は同一利率の場合はこれをとりまとめ１

口のスーパー定期としてお預かりします。

5.（預金の支払時期等）

(1) 一般型の場合

この預金に受入れた３年スーパー定期の継続を停止するときは、その預金の満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、満期日以降に支払います。

(2) 満期日指定型の場合

この預金は、通帳記載の満期日以降に利息とともに支払います。ただし、この預金を自動解約入金扱いとした場合は、通帳記載の満期日（当日が銀行休業日の場合は、その翌営業日）に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

6.（利息）

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

Ａ．預入金額ごとの預金が３年スーパー定期（複利型）の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの数日（以下「約定日数」といいます。）および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における当行の店頭に掲示する自由金利型定期預金（M型）利率（以下「約定利率」といいます。）によって半年複利の方法により計算し、満期日に元金に組入れます。

Ｂ．預入金額ごとの預金が３年スーパー定期（単利型）の場合

ａ．預入金額ごとにその約定日数および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における当行の店頭に掲示する約定利率によって計算し、次により取扱います。

ア．預入日（または継続日）の１年後の応答日（以下「第１回中間利払日」といいます。）に預入日から預入日の１年後の応答日の前日までの日数について、および預入日の２年後の応当日（以下「第２回中間利払日」といいます。）に、預入日の１年後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日数について、預入日（または継続日）における当行の店頭に掲示する中間利払利率（前記ａ．の約定利率に 70％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切り捨てます。）による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として支払い、あらかじめ指定を受けたその口座の型区分により、次のとおり取扱いします。

①一般型の場合

第１回中間利払日または第２回中間利払日の３年後の応当日を満期日とする３年スーパー定期（単利型）を作成し、この預金を預入れます。

その利率は当該中間利払日における当行の店頭に掲示する利率を適用します。

②満期日指定型の場合

第１回中間利払日または第２回中間利払日から通帳記載の満期日までの期間に応じて、前記 4.（2）Ｂ．ａ．による当該期間のスーパー定期を作成し、この預金に預入れます。

その利率は当該中間利払日における当行の店頭に掲示する利率を適用します。

イ．中間払利息を差引いた利息の残高（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に元金に組入れます。

ｂ．前記ａ．のア．により作成したスーパー定期についても、前記ａ．と同様に取扱います。

Ｃ．預入金額ごとの預金がスーパー定期（預入期間３年を除く。）の場合

ａ．預入金額ごとにその約定日数および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における当行の店頭に掲示する約定利率によって計算し、次により取扱います。ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

ア．預入日の１年後の応当日に、預入日から預入日の１年後の応当日の前日までの日の日数について、当行所定の中間払利息を利息の一部として支払い、中間利払日から通帳記載の満期日までの期間に応じて、前記4.（2）Ａ．ａ．およびＢ．ａ．による当該期間のスーパー定期を作成し、この預金に預入れます。その利率は中間利払日における当行の店頭に掲示する利率を適用します。

イ．満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ｂ．前記ａ．のア．により作成したスーパー定期についても、前記ａ．と同様に取扱います。

Ｄ．前記Ａ．Ｂ．およびＣ．の利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入られている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（預入期間２年以上の場合の中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金を、積立定期預金規定　第７条第１項により満期日前に解約する場合、その利息は、次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、３年スーパー定期（複利型）の場合は、預入金額ごとに預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数よって半年複利の方法で計算します。

Ａ．預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月未満	解約日における普通預金の利率
ｂ．６か月以上１年未満	約定利率×５０％
ｃ．１年以上３年未満	約定利率×７０％

Ｂ．預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月未満	解約日における普通預金の利率
ｂ．６か月以上１年未満	約定利率×４０％
ｃ．１年以上１年６か月未満	約定利率×５０％
ｄ．１年６か月以上２年未満	約定利率×６０％
ｅ．２年以上２年６か月未満	約定利率×７０％
ｆ．２年６か月以上４年未満	約定利率×９０％

Ｃ．預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月未満	解約日における普通預金の利率
ｂ．６か月以上１年未満	約定利率×４０％
ｃ．１年以上１年６か月未満	約定利率×５０％
ｄ．１年６か月以上２年未満	約定利率×６０％
ｅ．２年以上２年６か月未満	約定利率×７０％
ｆ．２年６か月以上３年未満	約定利率×８０％
ｇ．３年以上５年未満	約定利率×９０％

Ｄ．預入日の５年後の応当日以降を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月未満	解約日における普通預金の利率
ｂ．６か月以上１年未満	約定利率×３０％
ｃ．１年以上１年６か月未満	約定利率×４０％
ｄ．１年６か月以上２年未満	約定利率×５０％
ｅ．２年以上２年６か月未満	約定利率×６０％
ｆ．２年６か月以上３年未満	約定利率×７０％
ｇ．３年以上４年未満	約定利率×８０％

ｈ．４年以上５年１か月未満　　約定利率×９０％

ただし、当該預金の元金を、同じ預入日に解約日を満期日として預入する場合に適用される店頭表示利率×９０％で計算される利息を上限とします。この場合、普通預金の利率を下回る場合は、普通預金の利率とします。

(5) この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

7.（預金の解約・継続書替）

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約（預入金額ごとの預金の解約を含む。）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの預金の通帳とともに当店に提出してください。

(3) 前項の手続きに加え、当該預金の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(4) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまで、この預金を１口ごとに順次解約いたします。解約する順序は特に指定のない限り、預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数の多いものからとします。

8.（通帳の記帳方法）

(1) 前記 4. により預入金額ごとの預金を１口にとりまとめた場合（併合）および継続した場合には、併合または継続されたそれぞれの定期預金についての支払記帳はいたしません。

(2) 複数の定期預金を同時期に支払う場合は、これらをとりまとめ合計で記帳させていただく場合があります。

(3)「お預り残高」欄には、記帳日現在でこの口座にお預りしているスーパー定期の総額を記帳いたします。

9.（届出事項の変更・通帳の再発行等）

(1) この預金の通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) この預金の通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11.（譲渡・質入の禁止）

(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12.（通帳の効力）

前記 5.（2）の自動解約入金扱いの場合、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、該当預金通帳は無効となります。

13.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合も同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印をして通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第１項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. （成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前２項と同様に当店に届出てください。

(4) 前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

(5) 前４項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. （規定の変更等）

(1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。

(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上

２０２４年1月４日改定